

中野区教育委員会会議録

平成28年第7回定例会

平成28年3月11日

中野区教育委員会

平成28年第7回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年3月11日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時34分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 増田 明美

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 増田 明美

○傍聴者数

9人

○議題

1 議決事件

(1) 第13号議案 中野区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

2 協議事項

(2) 区立図書館の評価等の仕組みについて

3 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

① 3月5日 平成27年度中野区教育委員会表彰式

② 3月9日 平成27年度中野区立学校退職校長感謝状贈呈式

(2) 事務局報告

① 平成28年度の適応指導教室の運用について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、増田委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

<議決事件>

田辺教育長

それでは日程に入ります。

議決事件、第13号議案、「中野区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則」を上程します。

提案の説明をお願いします。

副参事（学校教育担当）

それでは、第13号議案、「中野区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則」について説明をいたします。

提案理由は、軽井沢少年自然の家の利用料金の納付時期や利用料金の還付について規定を改める必要があるためでございます。

改正内容について、新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表をごらんください。

改正内容は4点ございます。1点目は、利用料金の納付時期を施設の使用を終了したときに改めます。2点目は、利用料金の還付の規定を削ります。3点目は、読替規定の整備です。4点目は、様式について別に定める旨を規定して、現行の様式を削ります。

まず、新旧対照表の1ページ、第5条という部分です。表の右側が現行、左側が改正案でございます。改正部分には下線を引いております。

利用料金の納付の時期です。現行は、使用の7日前までの納付を原則としておりまして、ただし書により納付を猶予することができる規定になっております。これを改正案のとおり、使用を終了したときに改め、現地での支払いに改めます。

次に、第7条、「利用料金の還付」です。現行は、利用料金を還付できる方法を規定しております。利用料金の納付時期を、利用を終了したときと改めるため、還付ということが発生しなくなるため規定を削除いたします。

次に、第10条、教育委員会が使用料の徴収を行う場合の読替規定です。少年自然の家は、指定管理者が管理をしておりますが、指定を取り消した場合などに教育委員会が管理することになります。その際は、少年自然の家の使用料を教育委員会が徴収することになり、そのための規則の規定の読替えが必要となります。このことを第10条で規定しております。

まず、準用する規定を現行は、第5条から第7条までとありますが、還付についての第7条は先ほど説明をいたしましたとおり削りましたので、第5条及び第6条と改めます。また、新旧対照表裏面をごらんください。第7条の読替えについて規定した部分は削ることとなります。

次に、「様式の定め」です。第13条になります。様式につきましては、別に定める旨を規定して、第1号様式から第4号様式は削ることといたします。この規則は平成28年4月1日から施行をいたします。

説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

この改正によって、事務手続が簡素化されると思うのですが、ただ、終了時というところで、無断キャンセルというのでしょうか、そういったことにはどういうふうな対応をされるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

利用料金、いわゆる宿泊料につきましては現地払いということで、キャンセル料がかからないこととなります。一方、食事料金につきましては、キャンセル料が現行と同様にかかりますので、いたずらにキャンセルが増えるというようなことはないというふうに考えております。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにご発言はございませんか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第13号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田辺教育長

続いて、協議事項、「区立図書館の評価等の仕組みについて」を協議いたします。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。「区立図書館の評価等の仕組みについて」でございます。

区立図書館におきましては、平成 25 年度から指定管理者制度を導入いたしまして、区民サービスの向上あるいは簡素・効率的な運営を図っているところでございます。

このたび、中野区指定管理者制度ガイドラインが踏まえまして、区民サービスの向上や、より適正な指定管理者運営を図るということを目的に評価等につきまして、一定の考え方を整備させていただいたものでございます。

記以下でございますが、まず「区の実践」ということでございます。前回の教育委員会定例会でもご報告いたしましたとおり、区では行政評価ということで学識経験者・更には区民の方による外部評価を毎年度実施いたしまして、事業の見直し等につなげているところでございます。図書館運営につきましても、その中で様々評価等いただいているところでございます。また、計画の策定・改廃等に当たりましては、平成 17 年に制定されました、中野区自治基本条例に基づきまして、意見交換会あるいはパブリック・コメント手続など、区民参加の手続を実施して、区民の皆様のご意見を反映させた図書館運営を図っているところでございます。

また、2 番でございますが、「指定管理者の実践」ということで整理をさせていただいております。指定管理者におきましては、毎年度業務にかかわる事業報告書を作成し、区へ提出いただいております。また、これにつきましては、ホームページ等でも公表をさせていただいているということでございます。

更に、指定管理者制度に移行しましてから、全館で利用者懇談会ということで開催をしてございまして、区民の皆様から生の意見をいただいております。

更には、利用者アンケートにつきましても毎年実施をして、その結果についても公表しているところでございます。

更に、指定管理期間の中間年 3 年度目を目途に、図書館サービスに関する第三者評価を

専門機関に委託して実施をしております、様々な内容によりましてサービスの改善を図っているところでございます。

3番でございますが、「中野区図書館運営協議会について」でございます。これまでは、指定管理者制度移行前までの運営につきましては、図書館サービスの向上を図るということを目的に、学識経験者の方や区民利用者の方、6名以内といったようなことでしたが、そういった方たちに図書館職員も2名ほど加わりまして、中野区図書館運営協議会を開いてございました。この協議会につきましては、指定管理者に移行しましてから現在のところは休止ということなのですけれども、今、申しあげました1、2の取組でサービスの向上を図ることによりまして、廃止をするといった考え方ということでございます。

説明につきましては以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員の皆様からご意見、質問等のご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

内容については、何ら問題はないかと思うのですけれども、今までにこのような図書館の評価のあり方というのは、これまでどのようにされていたものを、今後どういう形にするのかちょっと確認をさせていただきますか。

副参事（子ども教育経営担当）

先ほど、申しました行政評価ということでは平成18年度ごろから実施をしております。それ以外に、先ほど申しました図書館アンケート調査を実施するといったことは実施をしていたわけなのですけれども、図書館運営協議会を年数回開きまして、そちらでの協議なども参考にさせていただいて、運営を行ってきたということでございます。ただ、ただいま申しましたように、利用者の区民の参加については6名以内ということで、固定した方たちの参加ということでは限られた意見であったというような側面もあったというふうに認識をしているところでございます。

田辺教育長

よろしいですか。

渡邊委員

今まで以上に、評価の対象を広げてサービス向上につなげようということは非常にすばらしいことだと思いますので、よいことではないかなというふうに思われます。

田辺教育長

ほかにご発言ございますか。

田中委員

私も、全体の仕組みがこういう方向でということにはいいと思うのですが、2の「指定管理者の取組み」の中で、事業報告書は毎年提出されているわけですが、利用者懇談会と、利用者アンケート調査というのは、これは毎年度行われているものなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

毎年度に実施をしております。内容につきましては、ホームページでも公表をさせていただいているところでございます。

田中委員

その辺をしっかりと、この運営協議会の廃止が十分カバーできるような形をとっていただければと思います。

田辺教育長

ほかにご発言ございますか。

増田委員

確認ですが、区立の図書館はどのぐらいの人たちが人数的に利用されているのでしょうか。わかる範囲で教えていただければ。

副参事（子ども教育経営担当）

来館者ということでは、中央図書館におきましては、センサーを配置いたしまして、人数をカウントできる仕組みをとっているところでございます。中央図書館だけで年間約100万人の来館者でございます。

また、区立図書館の利用登録者、図書の利用者カードをお持ちの方ということでは、77,000名程の方が登録をされています。

増田委員

今、図書館の利用のいろいろな工夫の中で、図書館の中で子どもたちに読み聞かせとか、そういうことも広がっているようですが、そういうようなことなどもやってもらっていらっしゃるのですよね。

副参事（子ども教育経営担当）

児童の読書の取組ということでは、別途計画なども作ってございまして、積極的に進めているところでございます。絵本の読み聞かせでございますとか、そういった読書の機会

ということでは定期的に開催をさせていただいていることでございます。

増田委員

より充実した活動ができるようにしていただきたいと思います。ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにご発言等ありますか。

小林委員

第三者評価を専門機関により実施するということですが、学校も、今、第三者評価を行うような方向で動いて、実際に中野区もこうした取組を進めているわけですが、この図書館サービスに関する第三者評価の専門機関というのは、こういったところを想定されているのか教えていただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

公的サービスにかかわる資格というのでしょうか、そういった要件を備えた専門的知識を有する民間の会社がございます、そういったところに評価を委託して、実施をしている自治体もございまして、それを参考とさせていただいて実施をしたいということがございます。

小林委員

ほかの自治体でもいろいろ実績があろうかと思っておりますので、こういった機関にそれを委ねるかということをしつかりと全体を見て的確に進めていただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにご発言ございますか。よろしいですか。

それでは、本協議については終了いたします。

本日の意見を踏まえ、区立図書館の評価等の仕組みについては、今、お諮りしたような内容の取組をしていくことといたします。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続いて、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。事務局から一括で報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、一括してご報告いたします。3月5日、平成27年度中野区教育委員会表彰式に田辺教育長、田中委員が出席されました。3月9日、平成27年度中野区立学校退職校長感謝状贈呈式に田辺教育長、田中委員、小林委員が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から補足、質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

私、中野区教育委員会の表彰式に出席しましたがけれども、文武両道にわたって非常に幅広い子どもたちが表彰の対象になっていて、とてもいい表彰式だったなと思います。周りの子どもたちにとっても目標になると思います。

それから、もう一つ、やはり非常に幅広い、本当に私も知らないようなスポーツだとか、例えば、詩のコンクールで優勝したとか、非常に子どもたちのそういう可能性というのでしょうか、そういった芽を学校の現場がうまく見つけ出して、育てていた結果がこういうふうな成果に結びついたのかなと思って、ますますこれが広がっていくといいなというふうに感じました。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにご発言等ございますか。

渡邊委員

3月4日に、中学校PTA連合会のOB会のほうに参加させていただきました。多くの懐かしいPTA連合会の元会長の方々にお会いして、いろいろとお話させていただきました。

やはり学校運営においては、PTAという力はとても大切ですがけれども、現役の方々は現役がゆえに、なかなか状況がわからなくなっていて、そういう意味では現役を経験して一步離れたところから冷静に見ていただけるOB・OGの方々の意見が十分に反映されるような仕組みというのは非常にいいなというふうに思っております。

また、非常に和気あいあいとみんなが話し合う機会を持っていたのはとても好ましいかなど。

また、校長先生も数名参加いただいております、教育長と田中委員もご一緒させていただきましたので報告させていただきます。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにございませんか。

今、田中委員が言われたように表彰式で子どもたちが、それこそ本当に文武両道でいろいろな可能性というのを伸ばしていて、それを表彰できてよかったというふうに私も思っています。

明後日、13日曜日なのですけれども、中野四季の森公園で中野ランニングフェスタというイベントが、ことしで3回目ですけれども、開催されます。今年は全中学校から男女1チームずつ2チーム、計22チームが参加をするということになりました。

ランニングフェスタの実行委員会のご厚意で、子どもたちは参加費が無料で参加賞もいただけるということです。また子どもたちの活躍をご報告できればいいなというふうに思っています。

お時間がある方が、もしおられましたら応援等よろしく願いいたします。

以上です。

それでは、よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

続いて事務局報告に移ります。

事務局報告、「平成28年度の適応指導教室の運用について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは、平成28年度の適応指導教室の運用について、ご報告いたします。

平成28年度より、中野区立教育センターに適応指導教室を開級いたします。

「1 経緯」「2 変更理由」につきましては、南部教育相談室の移転の経過の中でも触れさせていただいておりますが、長期欠席の状態にある児童・生徒に対する適応指導について、昨今、多様化・複雑化する背景等に適切に対応できるよう教育センターの教育相談機能と一体的に支援を行うためです。

3の「変更内容」につきましては、教育センターにおいて適応指導を行うこと。そのために教育センターに適応指導教室を開室すること。

裏面に行きまして、教育センターでの適応指導とともに巡回支援として、家庭や学校に

訪問して教育相談や学習支援を行うことの3点です。これらの取組と学校、家庭との連携により不登校の早期対応と、不登校児童・生徒の学校復帰を目指してまいります。

報告は以上です。

田辺教育長

本件につきまして、ご質問等、ご発言がありましたらよろしく願いたします。

渡邊委員

確認なのですが、南部と北部にあった教育相談室を、教育センターの教育相談室に1か所にまとめるということになったのですが、これについては、南部に通っていた方、北部に通っていた方が、中央に集まることによってメリットもあるのですが、そこへ来ることが難しくなるとか、そういうようなことについては、配慮はされているのでしょうか。

指導室長

その点につきましては、教育委員会としても大変配慮が必要というふうに認識しております。今回、南部教育相談室が移転したことに對して、子どもたちの状況を一人一人のケースで把握しておりました。この移転に伴って、通級ができなくなるというケースは現在ございません。

また、北部教育相談室につきましても、3年生はこの北部で卒業ということになるのですが、2年生、1年生で不安を持っているようなお子さんに対しては、教育相談を教育センターで受けているケースがお話のとおりありますので、その際、適応指導教室をちょっとのぞきに行っていて、状況を確認するなど少しでも不安が取り除かれるような対応を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

田中委員

適応指導教室の事業内容の追加についてですが、適応指導教室に通っていない小学校1学年から中学校3年生までの児童・生徒も対象とするというふうに書いてあるのですが、これらの児童・生徒というのは、今までは何かほかの形で支援がされていたということなのでしょうか。

指導室長

適応指導教室の対象になっていない子どもたちに対しては、やはり学校での支援がより

効果的であるというふうな認識を持って、今までも学校を中心として支援を進めてまいりました。それに加えてここに示しております巡回支援を行うことで、更に手厚く対応ができればということで、このたび新規で入れさせていただきました。

田中委員

今までも学校で対応したところへ、更にプラスとして、こういった事業で支援をしてくるということになるわけですね。

指導室長

そのとおりでございます。

田中委員

そうすると、その想定される子どもたちというのは、大体どれぐらいを考えているのでしょうか。

指導室長

小学校の不登校者数は、昨年度の状況ですと全体で40名余りですので、各校1名ないし2名の状況です。ただ、不登校以外にも登校渋りのような形のお子さんで、学校の対応の中で巡回支援が必要な場合には、対応できるような人数ということなので、各校多くはないということで、数名程度というふうに認識しています。

具体的には、学校に定期的に保健室登校などで来られるような状況のときには、学校の教員が支援をするわけなのですが、それに加えて巡回支援の中でも学習支援を行ったり、話し相手になったり、そのようなことを考えているところです。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

増田委員

こういう適応指導は、すごく大事だと思うのですがけれども、こういう子どもたちを教育する、指導する先生方というのはどういう方々なのですか。

指導室長

心理の専門家の心理系、教育相談にたけている職員と、それから学校の管理職を経験した教員が指導に当たってございます。

増田委員

これまでの経過を見ていると、子どもたちというのは確実に適応指導を受けて変わってきているのですか、様子を教えていただきたいと思います。

指導室長

学校復帰に直接結びつく子と、そうでない子というような形で、必ずしも適応指導を受けたので学校復帰に至っているということではないのですが、その年その年によりますけれども、本年度は半数が学校復帰、もしくは学校に戻れるきっかけづくりができたというようなことも報告を受けておりますので、子どもたちの居場所、それから有用感を持たせるような支援ができていないかというふうに認識しています。

増田委員

ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

今、小学校全体で約40名不登校の児童がいるということで、これは恐らく年間30日以上欠席者ということになると思うのですが、中学1年生の状況というのは、今、ここでお話しできますでしょうか。

指導室長

小学校と中学校を比較してみますと、小学校が40名程度に対して、中学校が100名を超える不登校児童・生徒がいる現状がございます。その中で、やはり中学1年生に小学校6年生から急に増えていくというような現状が現在も続いているというところでございます。

小林委員

中学1年生になると不登校の数が格段に増えるという、いわゆる中1ギャップ。今回、こういう形で適応指導教室の運用を改める場合に、その運用に関して、中1ギャップにどう対応していくかとか、小中連携教育もその一つの有効な策だと思うのですが、特に、今、心理系・臨床心理士の方々も多数いらっしゃるわけですので、そういった中学入学期というか1年生の不登校をどう防いでいくかというのは小学校段階からしっかりやっていく必要があると思いますので、そういった内容で、今回、こうやって統一して、相談体制を強化していくというのですが、ただ合わせるというだけではなくて、そうした狙いというか、もちろん大きな狙いがあるわけですが、特に中1ギャップに中野区としてどう対応していくかとか、そういった部分も見えやすく、わかりやすく周知していくか、そういうことを、これまでもやってこられたと思いますけれども、こういう機会に明確にやっていくことをぜひ要望したいと思います。

田辺教育長

ありがとうございます。

渡邊委員

話がいろいろと出てきて、とても重要なことで再確認なのではけれども、中野区立教育センター、教育相談室が今までやっていたのが教育相談や就学児の相談事業が主で、そこに新たに適応指導教室を設けて、入学前から入学後も一体として考えていけるような体制を整えたというのが主な変更内容でまずよろしいでしょうか。

指導室長

全体的に切れ目のない、一体的な支援という点ではそのとおりでございます。

渡邊委員

適応指導の場合は、主には長期欠席状態の児童が対象になるということになりますけれども、実際教室を設けて、その方々が実際そこへ通って来れているのでしょうか。

指導室長

実情といたしましては、適応指導教室、現在の南北を合わせた正式入級のお子さんの数でございますが、平成25年度が37名、それから平成26年度が24名ということで、これは、小学校5年生から中学校3年生までの総合計でございますので、不登校のお子さんの全体からすると一部のお子さんが適応指導教室に通っているというのが現状でございます。

渡邊委員

つまり、約40名が通ってらっしゃると言うけれども、実際に長期欠席状態にあるお子さんは、もっと多いということで考えてよろしいんですね。

指導室長

そのとおりでございます。平成25年度の不登校者数は小中合わせますと143名、平成26年度の不登校者数は小中合わせまして150名ですので、そのうちの一部のお子さんが通っています。ただ、そのほかのお子さんに対しては、学校が何らかの形で働きかけをし、学校に一部登校できている状況もございますので、多面的な支援といいますか、多様な支援を教育委員会としても進めているというところでございます。

渡邊委員

改めて数字を明らかにさせていただいたのですけれども、この中でもう一つ大切な事業、変更理由の(2)で、巡回支援ということで、学校に通えない子どもたちですから、やはりこちらから行かなければいけないということで、この巡回支援も併せての検討ということが

非常に大切なことと思いますが、ある程度集約してこういったものも強化していくというふうに評価してよろしいのでしょうか。

指導室長

巡回支援を充実させる中で、不登校の早期対応、また学校復帰を目指すような一つの手だてにしてまいりたいというふうに考えております。

渡邊委員

ありがとうございます。やはり、今まで不登校の問題というのは、学校の中で生まれていまして、医療界のほうでも不登校の対応というのは非常に難しく、なかなか改善できないところで、これは早期に対応することによって少しでも経過が良くなるということがあります。ここでつまずくと将来にわたってずっとつまずいてしまうことがありますので、ぜひこういった事業を確実に、またきめ細かく丁寧にやっていただきたいなというふうに要望します。よろしく願いいたします。

田辺教育長

ありがとうございます。

そのほかにご発言ありましたら、お願いいたします。

小林委員

適応指導教室に関して、本区では何か特段の名称をつけて運営しているかどうかというのを、確認したいと思います。

指導室長

このたび、「フリーステップルーム」という通称名がございましたが、それを正式に名称として使用したいというふうに考えてございます。

小林委員

今、「フリーステップルーム」という形で、要はこういった存在があるのだということを多くの保護者、児童・生徒、それから一般の人たちにわかっていただいて、何かそういった状況が出てきたら、「ああ、これがあるのだ。」という、なかなか適応指導教室という言葉は一般の方からすると、ちょっとなじみのない言葉で、これは一体何をするところなのだろうという印象だろうと思いますので。

だからと言ってすぐわかるかどうかではないのですが、要するに名前としてなじまれるような、そういう啓発をしていくということも大事だと思いますので、いろいろな点で啓発をしていくことを、ぜひ要望したいなというふうに思います。

田辺教育長

ほかにご発言ございますか。よろしいですか。

それでは、本報告については終了させていただきます。

そのほかに事務局から報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

続いて、事務局から次回の開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回定例会は、3月25日午前10時から、区役所5階教育委員会室にて開催する予定で
ございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第7回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前10時34分閉会